を行うこと。

i） 認識事項a）に示した研究の中で分析されたもの以外の5350-5470MHzの周波数帯における何らかの追加する軽減措置が、WAS／RLANシステムとEESS（能動）及びSRS（能動）システムとの間の共存を可能とするか否か。

ii） 5350-5470MHzの周波数帯における何らかの軽減措置が、WAS／RLANシステムと無線測位システムとの間の両立を可能にするか否か。

iii） 項目i）及びii）に基づく研究結果が、WAS／RLANの使用を盛り込むことを視野に5350-5470MHzの周波数帯を移動業務に分配することを可能とするか否か。

e） 同様に、WAS／RLANの使用を盛り込むために移動業務への分配を可能とすることを視野に、軽減措置を含め、5725- 5850MHzの周波数帯のWAS／RLANと既存業務との間の詳細な共用及び両立性研究も行うこと。

f） 同様に、既存業務に追加の制約を与えることなく、既存の一次的基礎による移動業務への分配に基づきWAS／RLANの使用を盛り込むことを視野に、軽減措置を含め、5850-5925MHzの周波数帯のWAS／RLANと既存業務との間の詳細な共用及び両立性研究も行うこと。

以下を主管庁に要請する。

ITU-Rに寄与文書を提出することにより、研究に参加すること。

改　　決議第359（WRC-15、改）　海上における遭難及び安全に関する世界的な制度の更新及び近代化に資する規定条項の検討

世界無線通信会議（2015年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a） 海運の能力を高めるために改善された通信を求める継続的な需要が、GMDSSにおいては世界的にあること。

b） IMOが、GMDSS近代化を検討中であること。

c） 高度化された海上MF/HF/VHFデータシステム及び衛星通信システムが、MSIその他のGMDSS通信を伝達するために使用される可能性があること。

d） IMOが、新たな世界的及び地域的GMDSS衛星通信システムの承認を検討中であること。

e） GMDSS衛星システムが、隣接する周波数帯も含めて、無線通信規則に従って運用している既存業務を有害な混信から保護する必要があること。また、そうしたGMDSS衛星システムが既存のシステムからの混信を受ける環境の中で運用すべきこと。

以下に留意し、

a） WRC-12が、効率性を向上し、新しいデジタル技術のための帯域を導入するために、付録第17号を見直したこと。

b） WRC-12が、船舶及び港湾のための海上保安システムに使用する規制上の規定及びスペクトル分配を見直したこと。

以下に更に留意し、

WRC-12及び本会議が、効率を改善し新しいデジタル技術を当該帯域に導入するために付録第18号を見直したこと。

以下を認め、

a） 高度化された海上通信システムが、GMDSS近代化の実現を支援する可能性があること。

b） GMDSS近代化を実現するためのIMOの取組は、高度化された海上通信システムに対応するために無線通信規則の改定を必要とする可能性があること。

c） 海運及び通商の安全な運用並びに海上の安全を確保する上で、GMDSS通信システムの重要性から、これらの回線は、混信に対し抵抗力を持っていなければならないこと。

d） IMOがGMDSSの一部として既存の衛星システムの承認申請を受領することで、結果として規制措置の検討を必要とする可能性が生じること。

e） 第4.6号、第5.369号及び第5.372号が1616-1625.5MHzの周波数帯又はその一部の使用に関する情報を提供していること。

以下をITU-Rに要請することを決議し、

1　GMDSSの近代化を支援する規定条項を決定するために、IMOが提供する情報及び要求と同様に、IMOの活動を考慮して、研究を実施すること。

2　分配済みの移動衛星業務(MSS)の検討並びに当該周波数帯及びそれに隣接する周波数帯の他の業務及びシステムとの共用及び両立性に関する無線通信規則の規定の改定の可能性によって見込まれる影響の検討を含む、IMOの活動及びGMDSSとして使用するために追加される衛星システムの承認を考慮しながら、研究を実施すること。

以下をWRC-19に要請し、

1　ITU無線通信部門の研究結果を考慮し、適宜、GMDSS近代化を支援する必要な措置を執ること。

2　認識事項 e)で言及しているような、有害な混信から隣接周波数帯も含めた全ての既存業務を保護することを確保しつつ、可能であれば、ITU-Rの研究を基にした規定条項、及び、IMOの活動を考慮しながら、分配済みのMSSの検討を含めたGMDSSとして追加される衛星システムの導入に関連する規定条項を検討すること。

以下を要請し、

1　ITU-Rの研究が考慮すべき要求及び情報を提供することで、IMOがITU-Rの研究に積極的に参加すること。

2　国際航路標識協会（IALA）、国際電気標準会議（IEC）、国際水路機関（IHO）、国際標準化機構（ISO）及び世界気象機関（WMO）に対し、これらの研究に寄与すること。

以下を事務総局長に指示する。

この決議に対するIMO並びにその他の関連の国際及び地域機関の注意を喚起すること。

改　　決議第360（WRC-15、改）　衛星系VHFデータ交換システム及び海上無線通信高度化を可能にするための海上移動衛星業務に対する制度規定及び周波数分配に関する検討

世界無線通信会議（2015年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a） ITU無線通信部門（ITU-R）が、ITU-R勧告M.2092に定めるVHFデータ交換システム(VDES)の技術特性を策定したこと。

b） ITU-R勧告M.1371に定める船舶自動識別装置（AIS）は、VDESの必須部分であること。

c） VDESは、AISの計時及びフレーム構造を使用していること。

d） AISは、本来、船舶間での使用、船位通報及び船舶交通業務のアプリケーションにおける監視及び航行の安全の目的のために使用されていること。

e） 海上安全の強化を提供する可能性がある将来の衛星系VDESを確立する必要性が高まっていること。

f） 衛星系VDESは、VHF海上スペクトラムを効率的に使用し、全ての利用者の適合を図りつつ、一方で、AIS、アプリケーション関連メッセージ（ASM）及び地上系VDESに妨害を与えてはならないこと。

g） 衛星系VDESは、デジタル選択呼出装置（DSC）、AIS並びに音声による遭難、安全及び呼出しチャネルに有害な混信を与えてはならないこと。

h） 衛星系VDESは、156.0125-157.4375MHz及び160.6125-162.0375MHzのVHF海上周波数帯の関連部分で運用することができること。

以下に留意し、

国連海事機関（IMO）が、寒帯水域で運用している船舶のための国際的なコード（極海コード）を策定したこと。

以下を認め、

a） 衛星系VDESが沿岸区域から世界規模のシステムへとその範囲を拡張する必要があること。